

主要行等向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

（別紙 2）

現 行	改正後
<p>Ⅲ－3－1－3－1－2 主な着眼点</p> <p>銀行の業務に関して、<u>取引時確認等の措置</u>を的確に実施し、テロ資金供与やマネー・ローンダリング、預金口座の不正利用といった組織犯罪等に利用されることを防止するため、以下のような態勢が整備されているか。</p> <p>（注）取引時確認等の措置の的確な実施に当たっては、「犯罪収益移転防止法に関する留意事項について」（平成 24 年 10 月金融庁）を参考にすること。</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>（1）<u>取引時確認等の措置</u>を的確に行うための<u>法務問題に関する一元的な管理態勢</u>が整備され、機能しているか。</p> <p>特に、一元的な管理態勢の整備に当たっては、以下の措置を講ずるよう努めているか。</p> <p>① ～ ⑥ （略）</p> <p>（2）・（3） （略）</p> <p>（4）<u>コルレス契約</u>について、<u>犯収法第 9 条、第 11 条及び犯収法施行規則第 28 条、第 32 条</u>に基づき、以下の<u>体制</u>が整備されているか。</p> <p>（注）犯収法第 9 条の「外国所在為替取引業者との間で、為替取引を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約」とは、国際決済のために外国所在為替取引業者（コルレス先）との間で電信送金の支払、手形の取立、信用状の取次、決済等の為替業務、資金管理等の</p>	<p>Ⅲ－3－1－3－1－2 主な着眼点</p> <p>銀行の業務に関して、<u>取引時確認等の措置及びリスクベース・アプローチを含む「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」</u>（以下「マネロン・テロ資金供与対策ガイドライン」という。）記載の措置を的確に実施し、テロ資金供与やマネー・ローンダリング、預金口座の不正利用といった組織犯罪等に利用されることを防止するため、以下のような態勢が整備されているか。</p> <p>（注 1）取引時確認等の措置の的確な実施に当たっては、「犯罪収益移転防止法に関する留意事項について」（平成 24 年 10 月金融庁）を参考にすること。</p> <p><u>（注 2）リスクベース・アプローチとは、自己のマネー・ローンダリング及びテロ資金供与リスクを特定・評価し、これを実効的に低減するため、当該リスクに見合った対策を講ずることをいう。</u></p> <p>（1）<u>取引時確認等の措置及びマネロン・テロ資金供与対策ガイドライン記載の措置</u>を的確に行うための一元的な管理態勢が整備され、機能しているか。</p> <p>特に、一元的な管理態勢の整備に当たっては、以下の措置を講じているか。</p> <p>① ～ ⑥ （略）</p> <p>（2）・（3） （略）</p> <p>（4）<u>コルレス契約</u>について、<u>犯収法第 9 条、第 11 条及び犯収法施行規則第 28 条、第 32 条並びにマネロン・テロ資金供与対策ガイドライン</u>に基づき、以下の態勢が整備されているか。</p> <p>（注）犯収法第 9 条の「外国所在為替取引業者との間で、為替取引を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約」とは、国際決済のために外国所在為替取引業者（コルレス先）との間で電信送金の支払、手形の取立、信用状の取次、決済等の為替業務、資金管理等の</p>

主要行等向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

（別紙 2）

現 行	改正後
<p>銀行業務について委託又は受託する旨の契約（コルレス契約）をいう。</p> <p>イ. コルレス先の顧客基盤、業務内容、テロ資金供与やマネー・ローンダリングを防止するための体制整備の状況及び現地における監督当局の当該コルレス先に対する監督体制等について情報収集し、コルレス先を適正に評価した上で、統括管理者による承認を含め、コルレス契約の締結・継続を適切に審査・判断する<u>よう努めているか。</u></p> <p>ロ. コルレス先とのテロ資金供与やマネー・ローンダリングの防止に関する責任分担について文書化する等して明確にする<u>よう努めているか。</u></p> <p>ハ. コルレス先が営業実態のない架空銀行（いわゆるシェルバンク）でないこと、及びコルレス先がその保有する口座を架空銀行に利用させないことについて確認する<u>こととしているか。</u></p> <p>また、確認の結果、コルレス先が架空銀行であった場合又はコルレス先がその保有する口座を架空銀行に利用されることを許容していた場合、当該コルレス先との契約の締結・継続を遮断する<u>こととしているか。</u></p> <p>（5）～（8）（略）</p>	<p>銀行業務について委託又は受託する旨の契約（コルレス契約）をいう。</p> <p>イ. コルレス先の顧客基盤、業務内容、テロ資金供与やマネー・ローンダリングを防止するための体制整備の状況及び現地における監督当局の当該コルレス先に対する監督体制等について情報収集し、コルレス先を適正に評価した上で、統括管理者による承認を含め、コルレス契約の締結・継続を適切に審査・判断する<u>こと。</u></p> <p>ロ. コルレス先とのテロ資金供与やマネー・ローンダリングの防止に関する責任分担について文書化する等して明確にする<u>こと。</u></p> <p>ハ. コルレス先が営業実態のない架空銀行（いわゆるシェルバンク）でないこと、及びコルレス先がその保有する口座を架空銀行に利用させないことについて確認する<u>こと。</u></p> <p>また、確認の結果、コルレス先が架空銀行であった場合又はコルレス先がその保有する口座を架空銀行に利用されることを許容していた場合、当該コルレス先との契約の締結・継続を遮断する<u>こと。</u></p> <p>（5）～（8）（略）</p>
<p>Ⅲ－3－1－3－1－3 監督手法・対応</p> <p>検査結果、不祥事件等届出書、盗難通帳に係る犯罪発生報告書等により、<u>上記（1）から（8）の着眼点等に照らして取引時確認等の措置の確実な履行、盗難通帳・偽造印鑑等による預金の不正払戻しを防止するための措置、又は犯罪利用預金口座等の疑いがあると認める場合における取引停止等の措置を適切に実施するための内部管理態勢に問題があると認められる場合には、必要に応じ法第 24 条に基づき報告（追加の報告を含む。）を求め、重大な問題があると認められる場合には、法第 26 条に基づき、業務改善命令を発出するものとする。</u></p>	<p>Ⅲ－3－1－3－1－3 監督手法・対応</p> <p>検査結果、不祥事件等届出書、盗難通帳に係る犯罪発生報告書等により、<u>上記（1）から（8）及びマネロン・テロ資金供与対策ガイドラインの着眼点等に照らして取引時確認等の措置の確実な履行、同ガイドライン記載の措置、盗難通帳・偽造印鑑等による預金の不正払戻しを防止するための措置、又は犯罪利用預金口座等の疑いがあると認める場合における取引停止等の措置を適切に実施するための内部管理態勢に問題があると認められる場合には、必要に応じ法第 24 条に基づき報告（追加の報告を含む。）を求め、重大な問題があると認められる場合には、法第 26 条に基づき、業務改善命令を発出するものとする。</u></p>

主要行等向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

（別紙 2）

現 行	改正後
<p>また、内部管理態勢が極めて脆弱であり、反社会的勢力・テロリスト等の組織的犯罪等に利用され続けるおそれがあると認められるときは、法第 26 条に基づき、業務改善に要する一定期間に限った業務の一部停止命令を発出するものとする。</p> <p>さらに、取引時確認義務及び疑わしい取引の届出義務に違反し、又は犯罪利用預金口座等であると疑うに足る相当な理由があると認めるときに取引停止等の措置を怠り、著しく公益を害したと認められる場合など、重大な法令違反と認められる場合には、法第 27 条に基づく業務の一部停止命令を発出するものとする。</p> <p>（参考） ・「預金等の不正な払戻しへの対応」について（平成 20 年 2 月 19 日：全国銀行協会）</p> <p>（略）</p> <p>Ⅲ－3－10 海外業務管理</p> <p>Ⅲ－3－10－1 意義</p> <p>内外の金融機関の巨額損失事件等の発生に象徴されるように、銀行の業務や提供する金融サービスがクロスボーダーに展開され、様々なリスクを伴う今日、当該業務を所管する銀行本部（国内）の経営管理・業務統括管理部署等は、海外の営業拠点（支店、現地法人等）の業務運営の状況を統括的に監督・管理する態勢を整備し、堅持することが、より一層重要になっている。また、F A T F 勧告等に基づく国際的なテロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策を実効性あるものとするためには、国内のみならず、<u>犯収法施行規則第 32 条第 2 項</u>に基づき、海外営業拠点における業務についても、これらの対策につき適切な対応を行うための態勢を整備することが求められている。</p>	<p>また、内部管理態勢が極めて脆弱であり、反社会的勢力・テロリスト等の組織的犯罪等に利用され続けるおそれがあると認められるときは、法第 26 条に基づき、業務改善に要する一定期間に限った業務の一部停止命令を発出するものとする。</p> <p>さらに、取引時確認義務及び疑わしい取引の届出義務に違反し、又は犯罪利用預金口座等であると疑うに足る相当な理由があると認めるときに取引停止等の措置を怠り、著しく公益を害したと認められる場合など、重大な法令違反と認められる場合には、法第 27 条に基づく業務の一部停止命令を発出するものとする。</p> <p>（参考） ・「預金等の不正な払戻しへの対応」について（平成 20 年 2 月 19 日：全国銀行協会）</p> <p>（略）</p> <p>Ⅲ－3－10 海外業務管理</p> <p>Ⅲ－3－10－1 意義</p> <p>内外の金融機関の巨額損失事件等の発生に象徴されるように、銀行の業務や提供する金融サービスがクロスボーダーに展開され、様々なリスクを伴う今日、当該業務を所管する銀行本部（国内）の経営管理・業務統括管理部署等は、海外の営業拠点（支店、現地法人等）の業務運営の状況を統括的に監督・管理する態勢を整備し、堅持することが、より一層重要になっている。また、F A T F 勧告等に基づく国際的なテロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策を実効性あるものとするためには、国内のみならず、<u>犯収法施行規則第 32 条第 2 項及びマネロン・テロ資金供与対策ガイドライン</u>に基づき、海外営業拠点における業務についても、これらの対策につき適切な対応を行うための態勢を整備することが求められている。</p>

主要行等向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

（別紙2）

現 行	改正後
<p>Ⅲ－３－１０－２ 主な着眼点</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 海外営業拠点のテロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策の態勢の整備</p> <p>① 海外営業拠点においても、適用される現地の法令等が認める限度において、国内におけるのと同水準で、テロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策を適切に行うよう努めているか。</p> <p>(注) 特に、F A T F 勧告を適用していない又は適用が不十分である国・地域に所在する海外営業拠点においても、国内におけるのと同水準の態勢の整備が求められることに留意する必要がある。</p> <p>② 現地のテロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策のために求められる義務の基準が、国内よりも高い基準である場合、海外営業拠点は現地のより高い基準に即した対応を行うよう努めているか。</p> <p>③ 適用される現地の法令等で禁止されているため、海外営業拠点が国内におけるのと同水準の適切なテロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策を講じることができない場合には、以下のような事項を速やかに金融庁又は本店所在地を管轄する財務局に情報提供するよう努めているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該国・地域 ・テロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策を講じることができない具体的な理由 ・テロ資金供与及びマネー・ローンダリングに利用されることを防止するための代替措置を取っている場合には、その内容 <p>(以下略)</p>	<p>Ⅲ－３－１０－２ 主な着眼点</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 海外営業拠点のテロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策の態勢の整備</p> <p>① 海外営業拠点においても、適用される現地の法令等が認める限度において、国内におけるのと同水準で、テロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策を適切に行っているか。</p> <p>(注) 特に、F A T F 勧告を適用していない又は適用が不十分である国・地域に所在する海外営業拠点においても、国内におけるのと同水準の態勢の整備が求められることに留意する必要がある。</p> <p>② 現地のテロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策のために求められる義務の基準が、国内よりも高い基準である場合、海外営業拠点は現地のより高い基準に即した対応を行っているか。</p> <p>③ 適用される現地の法令等で禁止されているため、海外営業拠点が国内におけるのと同水準の適切なテロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策を講じることができない場合には、以下のような事項を速やかに金融庁又は本店所在地を管轄する財務局に情報提供しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該国・地域 ・テロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策を講じることができない具体的な理由 ・テロ資金供与及びマネー・ローンダリングに利用されることを防止するための代替措置を取っている場合には、その内容 <p>(以下略)</p>